

令和5年11月第7回本山町議会臨時会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和5年11月30日（木）

本山町議会議事室

2. 応招議員

|     |       |    |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|----|-------|
| 1番  | 澤田 康雄 | 2番 | 川村 太志 | 3番 | 永野 栄一 |
| 4番  | 松繁 美和 | 5番 | 白石 伸一 | 6番 | 上地 信男 |
| 7番  | 中山 百合 | 8番 | 大石 教政 | 9番 | 吉川 裕三 |
| 10番 | 岩本 誠生 |    |       |    |       |

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗          主監 上村 有美

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 町 長  | 澤田 和廣 | 副町長  | 高橋 清人 |
| 総務課長 | 田岡 学  | 建設課長 | 前田 幸二 |

8. 議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定

日程第3. 承認第7号及び議案第58号から議案第62号 一括上程並びに提案理由の説明

日程第4. 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第4号））

日程第5. 議案第58号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第6．議案第59号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第7．議案第60号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改  
正する条例
- 日程第8．議案第61号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第9．議案第62号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

開会 13:30

○議長（岩本誠生君）お待たせいたしました。皆さん、こんにちは。

町長より令和5年第7回本山町議会臨時会を招集する旨、告示されました。

皆様方には、大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、本臨時会が開会できます  
ことを、まずもって御礼申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。これより令和5年第7回本  
山町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりで  
あります。

~~~~~

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（岩本誠生君）日程第1、今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の  
規定により、2番 川村太志君、3番 永野栄一君を指名いたしますので、ご両名はご了承  
をお願いします。

~~~~~

#### 日程第2．会期の決定

○議長（岩本誠生君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異  
議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3．承認第7号及び議案第58号から議案第62号一括上程並びに提案理由の説明

○議長（岩本誠生君）日程第3、承認第7号及び議案第58号から議案第62号を一括上程いたします。

事務局に議案名を朗読させます。

事務局長、松葉早苗さん。

○事務局長（松葉早苗君）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生君）朗読を終わります。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）改めまして、皆さん、こんにちは。本日、議員の皆様には、お繰り合わせの上ご出席いただきまして、令和5年第7回本山町臨時会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

11月16日、町なかの活性化の取組として開設準備を進めてまいりました本山まちなかチャレンジショップ、2店舗がオープンしました。このチャレンジショップ事業を通じて、出店者の起業を支援するとともに、地域の活性化、地域コミュニティの再生、町なかのにぎわいづくりの創出など、その一翼を担っていただくことを期待しております。議員の皆様、町民の皆様のご支援をよろしく願いいたします。

また、11月23日、ブランド米土佐天空の郷の生産に取り組んでまいりました本山町特産品ブランド化推進協議会の10年以上にわたる取組が認められまして、技術の開発や普及指導に功績があったものとして、農業部門で、高知県産業技術功労表彰を受けられました。棚田など耕作条件の厳しい環境の中で、その取組が認められたということは、生産者の皆さんにとっても大きな励みになるものでございます。今年は天候にも恵まれまして、新米の品質も例年以上によいと聞いております。これから予定されております全国的な食味コンテストでも上位入賞を期待しているところでございます。

続きまして、今回提案いたしました議案は、専決処分の承認を求めることについてが1件、一部改正をする条例議案が5件の合計6件でございます。議案の説明をさせていただきます。

（別紙のとおり議案提案理由説明）

以上、議案の説明をさせていただきました。何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）以上で、に提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第4．承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第4号））

○議長（岩本誠生君）日程第4、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

補足説明を求めます。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第4号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第4号））は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第4号））は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第5．議案第58号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第5、議案第58号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第58号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第58号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第58号 本山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

日程第6. 議案第59号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長(岩本誠生君) 続いて日程第6、議案第59号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の補足説明を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長(田岡学君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(発言する者なし) 質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第59号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第59号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第59号 本山町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

日程第7. 議案第60号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続きまして、日程第7、議案第60号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第60号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第60号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第60号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

日程第8．議案第61号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第8、議案第61号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第61号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第61号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第61号 本山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

日程第9. 議案第62号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第9、議案第62号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）先ほどから、議案の58号から62号まで5つの給与規程の議案をさせていただいておりますが、この予算措置はどういうふうにするのか、全てを合わせてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員のご質問ですけれども、12月に予算を提案してご審議いただくということになっております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）第2条の第2項中、100分の125が100分の122.5に、これは下がっておるんですかね、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、確認。

答弁いいですか。

答弁できますか。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）令和6年の期末手当の改正が第2条にありますので、本年は12月期で0.5月を支給するというものにしておりますけれども、来年以降は6月と12月

分に分けて支給するということになりますので、今回の引上げと同額が支給されるというものになります。分けて支給するということになります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第62号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第62号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第62号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）以上をもって、本会議に付されておりました案件は全て終了いたしました。

よって、本臨時会は以上をもって閉会することにいたしますが、町長より言葉があれば……。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）本日は何かとご多用のところをお集まりいただきまして、提出いたしました案件の適切な議決をいただき、誠にありがとうございます。

12月議会定例会も目前となってまいりました。今やインフルエンザの流行も懸念されております。議員の皆様にはご自愛の上、ご活躍くださいますようご祈念いたしまして、言葉は足りませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、令和5年第7回本山町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

令和5年11月30日

午後 2時06分 閉会